

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 19 号に規定するかご漁業（いかかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）5 月 18 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご 漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 荒尾市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご 漁業	別記 2 のとおり	別記 2 のとおり	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 玉名郡長洲町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご 漁業	別記 3 のとおり	別記 3 のとおり	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	2 隻	1 玉名市岱明町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご 漁業	有共第 4 号共同 漁業権漁場内	12 月 15 日から 翌年 5 月 31 日 まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 玉名市岱明町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご 漁業	別記4のとおり	別記4のとおり	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3隻	1 玉名市大浜町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご 漁業	有共第8号共同 漁業権漁場内	12月15日から 翌年5月31日 まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	11隻	1 玉名市横島町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご 漁業	有共第9号共同 漁業権漁場内	12月15日から 翌年5月31日 まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1隻	1 熊本市西区河内町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記5のとおり	別記5のとおり	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1隻	1 熊本市西区小島に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記6のとおり	別記6のとおり	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1隻	1 熊本市西区小島下町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記7のとおり	別記7のとおり	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	7隻	1 熊本市西区沖新町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	別記 8 のとおり	別記 8 のとおり	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	4 隻	1 熊本市南区畠口町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 9 のとおり	別記 9 のとおり	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 熊本市南区海路口町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	有共第 15 号共 同漁業権漁場 内	12 月 15 日から 翌年 5 月 31 日 まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 熊本市南区海路口町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 10 のと おり	別記 10 のと おり	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	11 隻	1 宇土市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年（2026 年）5 月 18 日から令和 8 年（2026 年）6 月 12 日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和 8 年（2026 年）7 月 1 日から令和 11 年（2029 年）6 月 30 日までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、800 個を超えてはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は令和5年(2023年)9月1日に免許されたものとする。

別記1

操業区域

- 1 有共第1号共同漁業権漁場内
12月15日から翌年5月31日まで
- 2 有共第21号共同漁業権漁場内

操業区域	漁業時期
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の熊本有明海	12月15日から 翌年5月31日まで
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の熊本有明海	12月15日から 翌年6月30日まで

別記2

操業区域

- 1 有共第3号共同漁業権漁場内
12月15日から翌年5月31日まで
- 2 有共第21号共同漁業権漁場内

操業区域	漁業時期
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の熊本有明海	12月15日から 翌年5月31日まで
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の熊本有明海	12月15日から 翌年6月30日まで

別記 3

操業区域

- 1 有共第 4 号共同漁業権漁場内
12月15日 から 翌年5月31日まで
- 2 有共第 21号共同漁業権漁場内

操 業 区 域	漁 業 時 期
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の熊本有明海	12月15日から 翌年5月31日まで
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の熊本有明海	12月15日から 翌年6月30日まで

別記 4

操業区域

- 1 有共第 7 号共同漁業権漁場内
12月15日 から 翌年5月31日まで
- 2 有共第 21号共同漁業権漁場内

操 業 区 域	漁 業 時 期
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の熊本有明海	12月15日から 翌年5月31日まで
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の熊本有明海	12月15日から 翌年6月30日まで

別記 5

操業区域

- 1 有共第11号及び同第12号共同漁業権漁場内
12月15日 から 翌年5月31日まで
- 2 有共第21号共同漁業権漁場内

操 業 区 域	漁 業 時 期
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の熊本有明海	12月15日から 翌年5月31日まで
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の熊本有明海	12月15日から 翌年6月30日まで

別記 6

操業区域

- 1 有共第11号共同漁業権漁場内
12月15日 から 翌年5月31日まで
- 2 有共第21号共同漁業権漁場内

操 業 区 域	漁 業 時 期
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の熊本有明海	12月15日から 翌年5月31日まで
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の熊本有明海	12月15日から 翌年6月30日まで

別記 7

操業区域

- 1 有共第 1 2 号共同漁業権漁場内
1 2 月 1 5 日 から 翌年 5 月 3 1 日まで
- 2 有共第 2 1 号共同漁業権漁場内

操 業 区 域	漁 業 時 期
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の熊本有明海	1 2 月 1 5 日から 翌年 5 月 3 1 日まで
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の熊本有明海	1 2 月 1 5 日から 翌年 6 月 3 0 日まで

別記 8

操業区域

- 1 有共第 1 3 号共同漁業権漁場内
1 2 月 1 5 日 から 翌年 5 月 3 1 日まで
- 2 有共第 2 1 号共同漁業権漁場内

操 業 区 域	漁 業 時 期
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の熊本有明海	1 2 月 1 5 日から 翌年 5 月 3 1 日まで
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の熊本有明海	1 2 月 1 5 日から 翌年 6 月 3 0 日まで

別記 9

操業区域

- 1 有共第 15 号共同漁業権漁場内
12月15日 から 翌年5月31日まで
- 2 有共第 21 号共同漁業権漁場内

操 業 区 域	漁 業 時 期
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の熊本有明海	12月15日から 翌年5月31日まで
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の熊本有明海	12月15日から 翌年6月30日まで

別記 10

操 業 区 域	漁 業 時 期
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以北の熊本有明海	12月15日から 翌年5月31日まで
宇土市大岳山頂から宇土市戸口町島山山頂を見通した延長線以南の熊本有明海	12月15日から 翌年6月30日まで

ただし有共第 19 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内に限る。

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 19 号に規定するかご漁業（いかかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）5 月 18 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご 漁業	別記のとおり	別記のとおり	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 玉名市横島町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年（2026 年）5 月 18 日から令和 8 年（2026 年）6 月 12 日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、令和 8 年（2026 年）7 月 1 日から令和 9 年（2027 年）6 月 30 日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 同時に使用するかごの数は、800 個を超えてはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は令和 5 年（2023 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記

操 業 区 域	漁 業 時 期
有共第8号共同漁業権漁場内	12月15日から 翌年5月31日まで
以下の区域、ただし有共第21号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場内は除く。	12月15日から 翌年4月5日まで

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域、及び、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びクを順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点有第5号（玉名郡長洲町新川港北側防波堤突端中央下部点から1.15メートルのところ）

基点2 熊本県漁場基点有第6号（玉名市岱明町鍋と岱明町浜田との海岸堤防における境界）

基点3 熊本県漁場基点有第9号（玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））

ア 基点1と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・1,831.5メートルのところ

イ 基点1と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・2,692.6メートルのところ

ウ 基点2から真方位240度50分35.2秒・6,860.1メートルのところ

エ 基点3から真方位245度7分44.6秒・8,164.6メートルのところ

オ 基点3から真方位260度53分45.3秒・4,501.0メートルのところ

カ 基点2から真方位201度31分28秒・3,800.2メートルのところ

キ 基点2から真方位222度16分57.2秒・2,766.4メートルのところ

ク 基点3から真方位258度20分21.1秒・4,364.9メートルのところ

ケ 基点3から真方位243度32分48.2秒・8,085.4メートルのところ

コ タから真方位228度48分8.6秒・3,228.3メートルのところ

サ 基点3から真方位215度32分45.3秒・8,501.2メートルのところ

シ 基点3から真方位212度20分14.1秒・8,705.9メートルのところ

ス 基点3から真方位179度31分18.7秒・5,318.5メートルのところ

セ 基点3から真方位201度11分9.2秒・4,140.4メートルのところ

ソ 基点3から真方位245度44分41秒・3,909メートルのところ

タ 基点3から真方位229度4分33.6秒・4,768.3メートルのところ